

第11回 ユニバーサルサービスワーキンググループ 参考資料

第10回会合等の主な意見

〔 ユニバーサルサービスワーキンググループ 第10回(7/2)会合、
通信政策特別委員会 第14回～第16回会合における意見 〕

2024年10月17日

事務局

議題 1 モバイル網固定電話をユニバーサルサービスに位置付けることに関する緊急通報受理機関からの意見

<緊急通報受理機関の意見>

- モバイル網固定電話をユニバーサルサービスに位置付けることについては、通信政策の範疇であるため、情報通信審議会の議論を尊重したい。
- 他方、NTTが2035年頃に固定電話のメタル回線を縮退することを予定しており、これによって、モバイル網固定電話の利用者が増加し、同固定電話からの緊急通報が増加することが予想される。
- 緊急通報への迅速かつ的確な対応のためには、サービス提供事業者から通知される情報が極めて重要であることから、モバイル網固定電話にあっても、他の固定電話と同様に、緊急通報時に①住所情報②通報者が使用する固定電話番号（0ABJ番号）③氏名が受理機関に通知される機能を実装していただきたいと考えており、特に、通報場所に関しては、GPS情報ではマンションの部屋番号などの救援に必要な情報が不足することから、住所情報が非常に重要であることをご理解いただきたい。
- 呼び返しが繋がりがやすくなるための5機能は非常に重要であると考えており、モバイルサービスでも実装されるよう携帯電話事業者に要請してきた結果、今後、第三者との通話制限を除く4機能が具備されることになったと認識している。その結果、モバイル網固定電話においても、当該4機能が具備されるものと認識しているところ、これら4機能が実現されるのであれば、呼び返しがつながりやすくなる機能について、現時点で直ちに追加機能の実現を求めるものはないと考えている。

<緊急通報受理機関の意見を踏まえた質疑応答における意見>

- 緊急通報の品質が良いという理由で固定電話を使う人が今後増えるとは思えないので、モバイルの機能強化が重要な課題となる。スマホはOSが二つでかなり標準化されているものの、モバイル網固定電話は各社による違いが大きいかもしれない。いずれにしても、モバイルにおける緊急通報の機能強化は、事業者間の競争領域ではなく協調領域と位置付けて、開発を分担して相互利用するなど、各社の協力的な取組ができればいい。（砂田構成員）
- 緊急通報の機能は、本来、ユニバーサルサービスか否か関係なく、社会的な要請を踏まえてMNOが具備を進めていくべき。ユニバーサルサービスの要件に緊急通報の機能を含めることで、モバイル網固定電話を位置付けるか否かが左右されるのは本末転倒である。（岡田構成員）
- 緊急通報受理機関からの意見は、モバイル網固定電話が単なる携帯電話と同様の位置情報の通知しかないことでは不十分であるという考えであると強く受け止めた。（相田主査代理）
- モバイル網固定電話からの緊急通報における位置情報の通知に関して、受理機関のご懸念について承知。緊急通報は人命に関わる部分もあり、これまででも改善に取り組んでおり、携帯電話の呼び返しに関する機能は実装の方針を固め具備を進めているところ。今後、NTTドコモにおいて、懸念を解消するために取り得る手段について、受理機関の皆様とも具体的な方法を協議したい。（NTT）
- 携帯電話の緊急通報機能は、社会的な要請に基づき充実させてきており、技術面、実装に係るコストや運用面も踏まえて現行の仕様に落ち着いている。充実させていくに越したことはないが、災害時ローミングや携帯電話の位置情報の提供等についての取組が進められる中で、今後更に機能向上を図ることについては慎重な検討が必要。（ソフトバンク）
- 緊急通報受理機関への住所通知機能等の実装の見込みが分からない中でユニバーサルサービスに位置付けることは慎重に検討すべき。（若林構成員）
- GPS機能による位置情報は、マンションでは個別の部屋まで分かるのかといった疑問もあり慎重に考えていく必要がある。（春日構成員）

議題2 論点整理（案）について

●【論点1】情報通信インフラの整備・維持の基本的考え方

- ユニバーサルサービスの議論は、NTT法や電気通信事業法だけでなく、電波法も含めて包括的に議論すべき。（林構成員）
- モバイルは既に国民生活に不可欠。基本的3要件を踏まえればユニバーサルサービスの対象にすべき。論点整理（案）ではモバイルを位置付けない理由として、国民負担と技術特性を挙げているが、NTTの試算によればモバイルの方が全体コストを大幅に低下できるし、技術的特性は今後も同質であることを踏まえると、将来どういう条件が満たされればユニバーサルサービスに位置付けるのかということの議論を深めるべき。（砂田構成員）
- 現状、モバイルの電波が保障されていない地域はまだ数多くあることを踏まえれば、今すぐにモバイルをユニバーサルサービスに位置付けることは、地方などの住民に不安を招くため、その意味で「将来的に」位置付けるという方向性になっていると認識。（長田構成員）
- これまで長い間、情報通信行政は規制緩和の方向にあったが、ユニバーサルサービスについての議論は、モバイル事業者に義務を課すことも含め規制強化の方向になりがちであり、基本的な方向感を見失わないようにする必要がある。（三友主査）

●【論点2】ユニバーサルサービスに位置付ける役割

- 今後、メタル縮退後に公衆電話をどのような技術で実現していくかの方針案をNTTは示すべきであり、それを踏まえて検討を進める必要がある。（相田主査代理）
- メタル固定電話や光ファイバによるブロードバンドサービスの代替サービスの在り方については、メタル縮退後の公衆電話の実現方法やモバイル網固定電話からの緊急通報における位置情報通知の進捗状況、さらには離島のサービスに要するコスト要因の分析などを見た上で検討すべき。（相田主査代理）
- 円滑なメタル縮退をコスト効率的に促進するためにモバイル網固定電話は有力な移行先ではあるが、ユニバーサルサービスは誰もが同等の条件で利用できる公平性を確保することも必要であるため、理念としては加入電話に近い緊急通報や品質が提供されるべき。コスト効率は重要だが、これまで示されたのはNTTのコスト試算だけであり、それだけでコスト効率性を判断することには慎重になるべき。（林構成員）

●【論点3】ユニバーサルサービス責務の内容

- 最終保障提供責務について、その法的意味合いを明記すべき。具体的には、地方のブロードバンドなど誰も引き受け手がないサービスや設備を引き受けるというラストリゾート責務であること、また、一度提供を開始したエリアからの「撤退禁止」という極めて強く、経営の自由、私権を制限する特別な責務であること等。どの法律で規律されるにしても、NTT法に明記されている特殊会社としてのあまねく提供責務と同様に、私権を制限する特別な責務であることは論点整理案に明記されるべき。（KDDI）
- 業務区域の地理的単位については、必ずしも行政上の区切りに限定する必要はなく、柔軟な調整の余地が認められるような仕組みを考えてもよいのではないかと。（岡田構成員）
- 業務区域の地理的単位については、例えば縮退に伴い、当該エリアをLRICの対象から除く手間などの実務的なハンドリングの課題も踏まえて検討すべき。（関口構成員）

議題2 論点整理（案）について（前頁の続き）

●【論点4】ユニバーサルサービス責務の担い手

- 現状を踏まえれば、最終保障提供責務の担い手はNTTしかないと思われるが、全ての事業者、社会全体でユニバーサルサービスを支えていくという表現を、報告書案に入れてほしい。（春日構成員）
- 日本のユニバーサルサービス制度では、届出や技術品質など強い規制が課せられている。英国では公募に対して8者も手を上げたことを考えると、ビジネス上のメリットがあるのだろう。提供事業者の責務を緩和すると同時に、ビジネス的なインセンティブを付与することを考えてもよいのではないか。その上で、地域の発展に貢献する小規模事業者にも無理なく一定の役割を担えるようにするという方向性がよいと考える。（砂田構成員）
- 最終保障提供責務を履行する者からの協議に応じる義務について、法律上の義務というよりは努力義務のレベルに留め置くのであれば、協議に応じる義務ではなく、協力義務とするのが適切。そうでないと、協議には応じているが、内心協力する気はないといったモラルハザード状態が発生する。（林構成員）

●【論点5】ユニバーサルサービス交付金制度

- 料金を低く抑えることは非常に重要であるため、メタル縮退完了までの間は、内部相互補助による交付金制度を維持することで、ユニバーサルサービスの負担が大きくなるようにし、その後新たな制度について考えることが適当。（春日構成員）

●【論点6】ユニバーサルサービスの料金の低廉性の確保等

- 現在のプライスカップが実際の料金と乖離しているため、規制の意味がなくなっていると実感しているが、料金の高騰を止められないことは心許ないので、都市部の料金を上回る料金設定を禁じる規律が必要であるということには賛成。（若林構成員）
- 譲渡認可の対象とする工作物の範囲について、NTTの全国津々浦々にある局舎の土地も含まれることを明記すべき。（KDDI）

● その他

- 国民生活に不可欠なユニバーサルサービスの議論であるため規制強化の方向になりがちなのは仕方ないが、基本的には競争促進を通じてサービスの高度化、低廉化を図ってきたのがこれまでの電気通信行政であるため、競争促進でもうまくいかない部分のナショナルミニマムをユニバーサルサービスでどう守るかという議論をしていただけるとありがたい。（ソフトバンク）

議題 ユニバーサルサービスWG 論点整理について

●【論点2】ユニバーサルサービスに位置付ける役務

- 音声品質は、現状のアナログ固定電話のような高い品質を求める必要はないのではないか。ワイヤレス固定ブロードバンド（共用型）の品質は、観光地など人が集まる場所がある等の地理的特性も踏まえ、最低限必要な品質が担保されるためのルール設計が必要。（大谷委員）
- ワイヤレス固定ブロードバンド（共用型）をユニバーサルサービスに位置付けた場合、MNOが提供事業者としてカウントされ、多くの地域で交付金の支援対象である区域内一者以下要件を満たさなくなるため、これを提供事業者としてカウントしないことも一案。（相田委員）

●【論点4】ユニバーサルサービス責務の担い手

- 既存事業者が撤退して最終保障提供責務の担い手に引き継ぐまでの間、利用者保護の観点から維持すべき事項を明らかにすることが必要。既存事業者の撤退する地域について、最終保障提供責務の担い手以外の事業者が進出するインセンティブを削ぐ制度設計にならないようにすることが必要。（大谷委員）

●【論点5】ユニバーサルサービス交付金制度

- メタル回線設備の縮退制限を課すのであれば、縮退制限が課せられた役務の提供に必要な交付金の補填が必要。（大谷委員）

●【論点6】ユニバーサルサービスの料金の低廉性の確保等

- 料金の低廉性の確保は重要だが、事業者が役務提供の開始を躊躇するような極端に低廉な料金を目指すのではなく、バランスがとれた料金設定が重要。（大谷委員）